

養父市議会BCP（業務継続計画）

令和4年9月

目 次

議会BCP策定について.....	1
1 BCP策定の目的と対象とする災害.....	2
(1) BCP策定の目的.....	2
(2) 対象とする災害等.....	2
(3) 他の計画との整合性.....	2
(4) 計画の見直し.....	3
2 災害時の議会・議長・議員の行動指針.....	4
(1) 議会.....	4
(2) 議長.....	4
(3) 議員.....	4
3 災害対応組織.....	5
(1) 養父市議会災害対策本部.....	5
(2) 議員改選時の役職空白期間の対応.....	6
4 災害発生時における連絡体制.....	7
(1) 安否確認.....	7
(2) 情報収集・提供.....	7
(3) 連絡手段.....	7
5 議員・議会・事務局職員の行動基準.....	8
(1) 事前予測が困難な災害（地震等）.....	9
(2) 事前予測が可能な災害（台風）.....	11
6 事務局の職員体制（休日・夜間）.....	12
(1) 職員体制.....	12
(2) 参集の順序と行動基準.....	13
7 災害発生時における議会運営.....	14
(1) 初期対応環境の確保.....	14
(2) 災害時の議会活動.....	14
8 感染症拡大時の対応.....	18
(1) 会議等にあたっての感染対策.....	18
(2) 一般傍聴者への対応.....	20
(3) 感染症拡大時の議会活動.....	20
(4) 議員が感染、濃厚接触者、又はその疑いがある場合の対応.....	20
(5) 事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制.....	20
(6) 新たな感染症への対応.....	20
9 議会の防災訓練.....	21

【資料編】	22
• 【資料1】 養父市議会における災害発生時の対応要綱.....	23
• 【資料2】 養父市議会災害対策本部設置要綱.....	26
• 【資料3】 養父市議会における新型インフルエンザ等発生時の対応要綱.....	28
• 【資料4】 議場フロア避難経路図	32
• 【様式1】 安否確認表.....	33
• 【様式2】 災害情報等連絡表	34
• 災害用伝言ダイヤルの使い方	35
• 時系列にみる基本的な行動基準	36

議会BCP策定について

平成16年10月の台風23号は、養父市内で全壊2棟、半壊123棟、床上浸水45棟、床下浸水322棟という甚大な被害をもたらしました。市政発足後に初めて行われた議会議員選挙の期間中のことでした。

養父市における未曾有の大規模災害に対し、議会は災害対策特別委員会を設置し、現地調査にまわり市内の惨状を目の当たりにしました。命の危険に脅かされた市民の不安や、土砂災害と浸水による住居の損壊、田畑や農機具を含む農業施設への長期的な被害などに対して、復旧と復興に果たすべき議会の役割を強く実感することとなり、災害時における議会の活動指針の策定が求められてきました。

その後の、平成30年7月の線状降水帯による記録的な大雨や、新型コロナウイルスによる感染症の蔓延など新たな災害の経験も踏まえ、議会の権限と機能を継続させるため養父市議会BCP（業務継続計画）を自ら定め、養父市議会の災害時における活動原則とします。

また議員は、あらゆる災害発生時において、市民の不安解消と、安心・安全な日常を早期に取り戻すことを目的として市民の目線と立場で行動します。

7

養父市議会だより

平成16年12月15日発行

望まれる早急な復旧!

被災地を調査



▲大谷川の氾濫による市道の崩壊（中米地）

台風23号の襲来により、養父市は大きな被害を受け、市民生活に大きな支障をきたしております。養父市は災害対策本部を設置し、一日も早い復旧をめざしておりますが、被害は膨大であり、市内にはいまだ危険箇所が多数あります。私達、養父市議会は、災害復旧及び復興の調査研究をするとともに、その支援策を求めるため、議長を除く全議員21名で災害対策特別委員会を



▲開宮商工会館への土砂の流入（開宮）

設置しました。委員会を積極的に開催し、現状の把握とその対策、又早期復興のために県・国に対し強力に要望活動を行います。

災害対策特別委員会
委員長 寺尾 稔



▲山崩れによる民家への土砂の流入（八鹿町岩崎）

委員会では、11月17日に市内の被災地を地域局長などの案内により調査を行いました。各地域の被災状況を調査する中、早急に復旧する必要性を感じました。12月2日にも委員会を開催し、担当部長による被害の状況と今後の復旧への方策などを聞き、委員からも多くの質疑があり、市としての早急な対応への要望がありました。今後も積極的に委員会を開催します。

災害対策特別委員会を設置



▲強風による山全体の倒木（大蔵町利田）

平成16年12月15日 議会だより記事

1 BCP策定の目的と対象とする災害

(1) BCP策定の目的

- 大規模な災害などが発生した場合でも、議会運営を円滑に継続してその機能を維持し、議会の責任と役割を果たさなければなりません。また、二元代表制のもと、市当局が行う災害対応に議会も協力することで、市民の不安を解消し、安心・安全な日常の暮らしをいち早く取り戻すことが大切です。被害の拡大や感染症の拡大を防ぎ、被災者の支援や災害の復旧・復興に至るまでに必要な、議会や議員、事務局の役割を定めた「養父市議会BCP（市議会BCP）」を策定します。

(2) 対象とする災害等

- 市議会BCPの対象とする災害や感染症は、震災、風水雪害、その他の異常な自然現象、新型インフルエンザや新たな感染症、その他にも武力攻撃・大規模なテロ、大規模停電・火事などによって大きな被害が発生したときや、そのおそれがあるときとします。

対象とする災害等		
地震	震度5強以上	その被害が災害対策基本法上の災害に該当するとき、又はそのおそれがあるとき、又は市の対策本部が設置されたとき
風水害	水防指令2号以上	
雪害	積雪観測所の警戒積雪深などを基準とした判断による	
感染症	新型インフルエンザ等及び新感染症	
	国が政府対策本部を設置したとき	
武力攻撃・テロなど	国から国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	
その他 大規模停電・火事など		

(3) 他の計画との整合性

- 市の策定する「地域防災計画」「事業継続計画」「国民保護計画」及び「新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図ります。

計画	内容
養父市地域防災計画	【養父市災害対策本部（市対策本部）の設置】 1 兵庫県水防指令第2号が発令されたとき。 2 風水害等により中規模の被害が生じたとき。

	<p>3 気象警報が発表され、又は発表の前提に至るような状況の場合で、市長が必要と認めるとき。</p> <p>4 その他異常な自然現象（集中豪雨等）又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めるとき。</p>
<p>養父市事業継続計画 （地震を想定）</p>	<p>【市議会事務局職員の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時における全市議会議員の所在及び安否確認を直ちに実施し、的確な連絡体制を確立する。 ・各市議会議員の居住地における被災状況を聞き取り等により可能な限り把握し、必要な場合には養父市災害対策本部への情報提供を行う。 ・必要に応じ、但馬内の市議会事務局、県議会事務局など、関係機関との連絡体制を確立する。 ・他機関から寄せられる議会に対する要望事項の的確な把握など渉外事務を実施する。
<p>養父市国民保護計画 （武力攻撃・テロ行為等 等を想定）</p>	<p>【市対策本部の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合。 <p>【国民保護対策本部体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣から国民保護対策本部設置の通知を受けた場合。
<p>養父市新型インフルエンザ等 等行動計画</p>	<p>【養父市新型インフルエンザ等対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部は、国が政府対策本部を設置したときに市長が設置する。

（４）計画の見直し

- 市議会 BCP に基づく活動や防災訓練などにより得られた情報、新たに発見された課題などは、適時この計画に反映させていきます。なお、見直しを行う主体は、議会運営委員会または議会対策本部の役員会とします。

2 災害時の議会・議長・議員の行動指針

(1) 議会

- 議会は、市の最高意思決定機関です。災害時においても、行政の監視機関としての責任を果たし、市民の立場で政策などを立案、決定、評価するという、議会活動の継続と遂行に最善を尽くします。また、復旧から復興に至るまでの各段階において、被災地域の実情を把握し、被災者の求める災害対応の反映に努めます。
- 感染症などの発生時においては、感染拡大防止に努め、議会の継続と円滑な運営を行うための感染防止対策を徹底します。

(2) 議長

- 議長は、市の対策本部や議員からの情報をもとに、養父市議会災害対策本部（議会対策本部）の設置を判断します。また、議会対策本部の方針が決まるまでの議員の行動を指示します。
- 本部長として議会対策本部の活動を総括し、必要に応じて議員を招集します。
- 市長と連携して、国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組を支援します。また、議会運営においては、短時間、少人数、最小限の資料請求など行政の負担軽減に配慮します。

(3) 議員

- 議員は、地域の一員として住民の安全確保と応急対応などに当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努めます。
- 議員個人の独断的な行動を禁じ、議長（議会対策本部長）の指示による行動規範に徹します。また、市対策本部や当局が災害対応に専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう協力し、必要な支援活動を行います。
- 地域の被災状況や必要な応急対応などの情報を集め、議会対策本部に提供します。また、住民に必要な情報を提供したり、避難が長期化した場合は避難所運営などにも協力し、住民の不安の解消や早期の復旧、復興の支援に努めます。
- 災害時における市民ニーズの把握や、災害対応について調査などが必要な場合は、特別委員会の設置など、迅速な議会対応を行います。
- 議会の構成員として、会議に出席できる体制の確保に努めます。

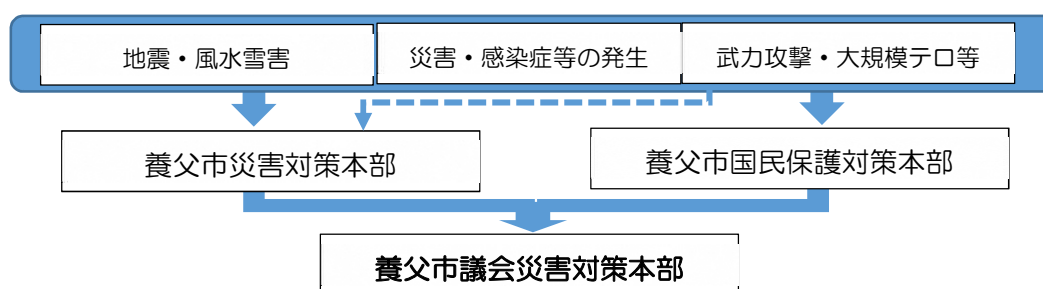
3 災害対応組織

(1) 養父市議会災害対策本部

①設置

- 市対策本部と連携し協力及び支援するために、議会対策本部を設置することができます。この議会対策本部を設置したときは、速やかに議員と関係者にこれを周知します。

【議会対策本部の立ち上げ】



★議会対策本部の構成員及び本部長職務代理者などについて、毎年10月の会派代表者会議で確認するものとします。

②組織

- 議会対策本部は、本部長、副本部長、本部役員からなる役員会と本部員で組織します。

役職	役員会			本部員
	本部長	副本部長	本部役員	
構成 議員	議長	副議長	会派代表者 (正副本部長を除く)	議員 (正副本部長、 本部役員を除く)
任務	議会対策本部の活動を総括する。	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。	本部長及び副本部長を補佐し、議会対策本部の活動に従事する。	議会対策本部の活動に従事する。

- ※ 本部役員である者が、地区役員、地域防災組織の役員、消防団員、医療・救急活動を行う者を兼ねている場合など、参集が困難なときは、あらかじめ同一会派の中から代理人を指名しておくことができる。

③本部長職務代理人

順位	職務代理人	要件
第1順位	副議長	議長に事故があるとき、又は欠けたとき
第2順位	第1会派の代表者	正副議長に事故があるとき、又は欠けたとき
第3順位	第2会派の代表者	正副議長及び第2順位の職務代理人に事故があるとき、又は欠けたとき

※ 会派の代表者に事故があるとき、又は欠けたときは会派員とします。

④議会対策本部構成員の招集

- 議長は、必要があると認めるときは、役員会及び本部員を招集します。なお、招集にあたっては、議員と十分に情報共有を図り、その意向を反映するように努めます。
- 議長から招集があった場合は、自身及び家族の安全を図った上で、速やかに指定の場所に参集するものとします。参集が困難な場合は、情報通信機器を活用したオンラインにより会議に参加することができます。

⑤議会対策本部の所掌事務

- 議員の安否確認及び議員又は議員関係者の感染に関すること。
- 市対策本部から災害情報、感染症に関する情報の提供を受け、議員に情報提供を行うこと。
- 災害情報、感染症に関する情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。
- 被災地、避難所等の調査を行うこと。
- 必要に応じて市長へ申入れを行うこと。
- その他、議長が必要と認める事務。

※資料編 P26【資料2】「養父市議会災害対策本部設置要綱」参照

(2) 議員改選時の役職空白期間の対応

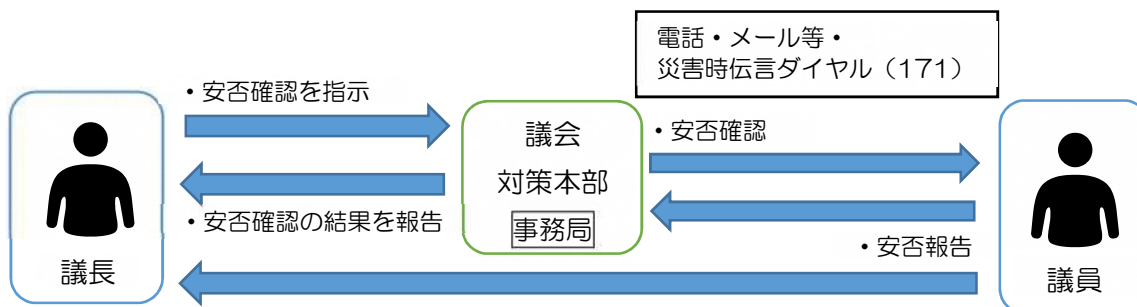
- 改選期に災害などが発生した場合は、年長議員が議長の職務を行います。

4 災害発生時における連絡体制

(1) 安否確認

- ① 発災時、議員は資料編 P33【様式1】「安否確認表」にある項目に即して、速やかに議長又は事務局に安否の連絡をします。

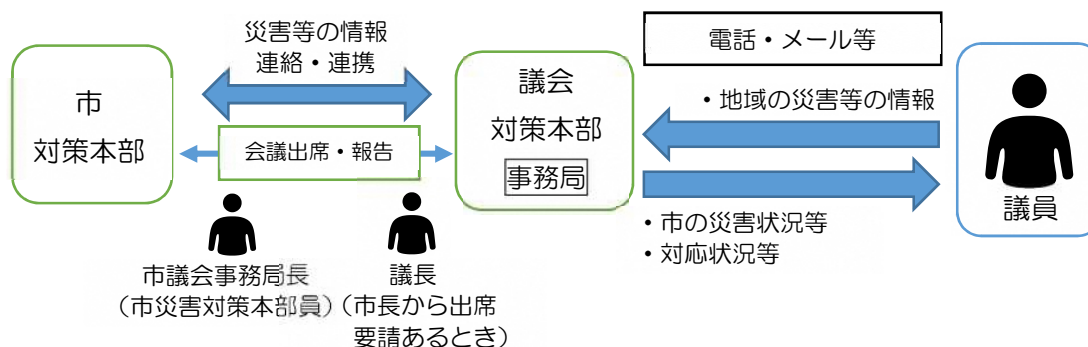
【安否確認】



(2) 情報収集・提供

- ① 市対策本部及び関係機関から収集・整理した災害及び感染症の情報は、議会対策本部を通じて議員に伝達します。
- ② 議員が把握した地域の被災状況は、資料編 P34【様式2】「災害情報等連絡表」にある項目について、議会対策本部に情報提供します。議会対策本部はその情報を集約し、必要に応じて市対策本部に提供します。
- ③ ①の災害等の情報の収集及び②の議員が把握した情報の市対策本部への提供については、市議会事務局長（市対策本部員）がこれを行います。

【情報収集・提供】

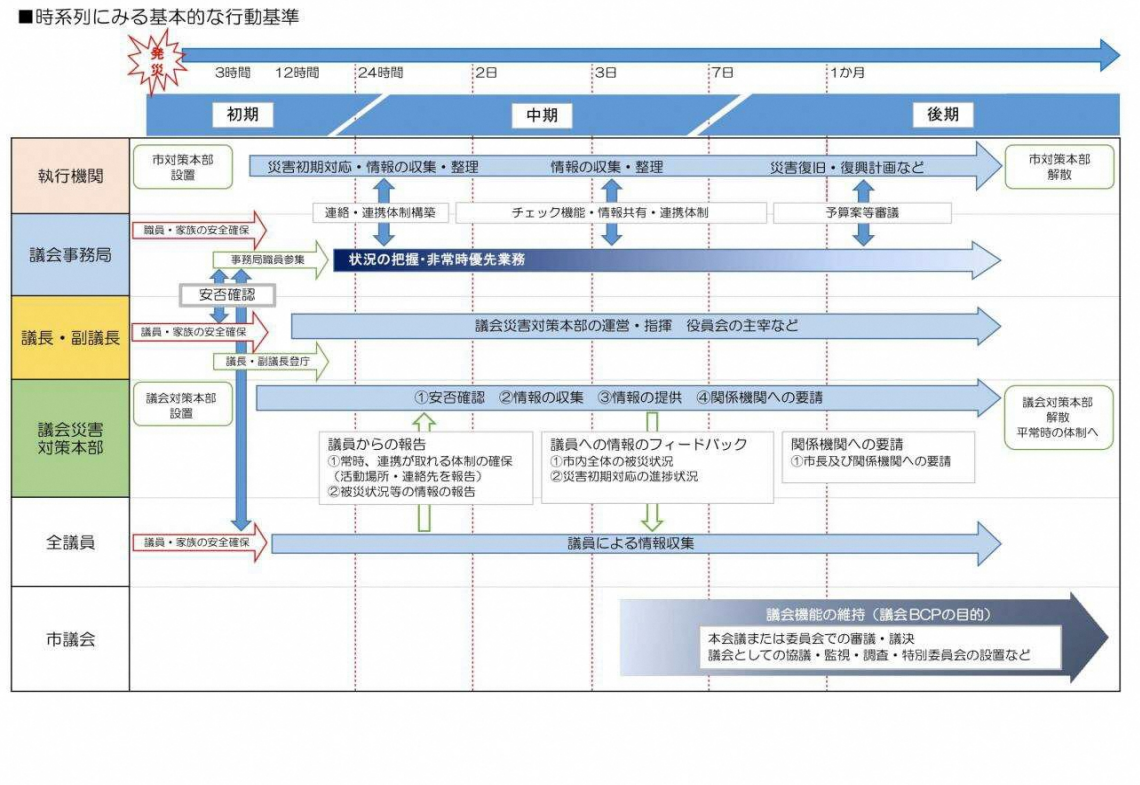


(3) 連絡手段

- ① 連絡方法は電話、メール、グループウェアなど複数の情報伝達手段を使います。
- ② 上記の手段が使えない場合は、災害時伝言ダイヤル『171』を利用し、通信手段を確保します。（基本的操作方法は資料編 P35【災害用伝言ダイヤルの使い方】参照）

5 議員・議会・事務局職員の行動基準

時系列にみる基本的な行動基準



※資料編 P36【時系列にみる基本的な行動基準】参照

(1) 事前予測が困難な災害（地震等）

【初期：発災から概ね24時間以内】

議会	<p>①議会対策本部の設置</p> <p>②議会対策本部の活動</p> <p>【会議開催時】・会議の休憩、延会又は散会</p>
議長・副議長	<p>①安全確保→事務局への安否連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局との連絡体制の構築 ・議会対策本部の設置判断 <p>【会議開催時】・傍聴者の安全確保（議長・副議長・委員長）</p> <p>【会議非開催時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外滞在時は、被災状況を勘案しながら速やかに市内に戻る ・登庁
議員	<p>①安全確保→議長又は議会対策本部への安否連絡</p> <p>②議会対策本部役員は役員会に出席</p> <p>③地域の被災状況等の把握・情報提供</p> <p>④災害時の地域活動への協力</p> <p>【会議非開催時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外滞在時は、被災状況を勘案しながら速やかに市内に戻る
事務局職員	<p>【開庁時（平日勤務時間内）】</p> <p>①安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁議員、傍聴者、来庁者の安全確保 ・避難経路に基づき誘導（資料編 P32【資料4】避難経路図参照） ・職員の安否確認 <p>②正副議長との連絡体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会対策本部の運営 ・本会議、委員会その他会議が予定されている場合はその対応について検討する。 <p>③状況の把握、市対策本部との連絡・連携体制構築</p> <p>【閉庁時（平日夜間、土日祝日等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身、家族の安全確保→安否確認、登庁

【中期：発災から概ね2～7日】

議会	①議会対策本部の活動（情報収集・情報提供） ②市対策本部との連携 ③今後の対応の検討
議長・副議長	①議会対策本部の総括
議員	①議会対策本部役員は役員会に出席 ②地域の被災状況及び避難所等の状況把握・情報提供 ③被災地及び避難所等における支援活動への協力 ④市民への情報提供
事務局職員	①状況の把握、議会対策本部の運営 ②市民への情報提供（議会のスケジュール・傍聴の方法の変更等）

【後期：発災から概ね8日以降】 ※中期に加えて

議会	①議会運営の準備 ②復旧・復興への関与 ③本会議又は委員会での審議・議決 ④国、県、関係機関等への要望活動及び支援の働きかけ
議長・副議長	①議長・副議長としての役割
議員	①避難所運営に関すること及び被災者からの相談を受ける。 ②本会議・委員会が再開した場合は出席
事務局職員	①本会議、委員会その他会議の準備・運営 ②市民への情報提供（議会のスケジュール・傍聴の方法の変更等）

【終息期】

議長	市対策本部が解散したときや特に議長が認めたときは、議会対策本部を解散し、市長と協議した上で、速やかに平時の議会運営体制に復帰させるよう努める。
----	-------------------------------------------------------------------------

(2) 事前予測が可能な災害（台風）

【台風接近時及び到達時】

議会	<ul style="list-style-type: none"> ①議会対策本部の設置 ②議会対策本部の活動（情報収集・情報提供） ③市対策本部との連携 ④今後の対応の検討
議長・副議長	<ul style="list-style-type: none"> ①事務局との連絡体制の構築 ②議会対策本部の設置判断 ③議会対策本部の総括
議員	<ul style="list-style-type: none"> ①議会対策本部役員は招集があった場合、役員会に出席 ②地域の被災状況等の把握・情報提供 ③災害時の地域活動への協力 ④市民への情報提供
事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ①正副議長との連絡体制の構築・議会対策本部の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会その他会議が予定されている場合はその対応について検討する。 ②状況の把握、市対策本部との連絡・連携体制構築 ③市民への情報提供（議会のスケジュール・傍聴の方法の変更等）

【台風通過後】※台風接近時及び到達時に加え

議会	<ul style="list-style-type: none"> ①議会運営の準備 ②復旧・復興への関与 ③本会議又は委員会での審議・議決 ④国、県、関係機関等への要望活動及び支援の働きかけ
議長・副議長	①議長・副議長としての役割
議員	<ul style="list-style-type: none"> ①被災地及び避難所等における支援活動への協力 ②本会議・委員会が再開した場合は出席
事務局職員	①本会議、委員会その他会議の準備・運営

【終息期】

議長	市対策本部が解散したときや特に議長が認めたときは、議会対策本部を解散し、市長と協議した上で、速やかに平時の議会運営体制に復帰させるよう努める。
----	-------------------------------------------------------------------------

6 事務局の職員体制（休日・夜間）

（1）職員体制

- 議会事務局職員は、養父市災害対策職員初動体制（議会班）に基づき、市対策本部に参集します。
- 議長が議会对策本部を設置した場合は、危機管理室と調整の上、必要な人員を議会对策本部に配置します。

■ 養父市災害対策職員初動体制（議会班関係分のみ記載）

- ・ 1号配備…議会事務局長、次長
- ・ 2号配備…議会事務局長、次長、特任班職員
- ・ 3号配備…議会事務局長、次長、全職員

○ 風水害・大規模事故災害の配備事由

区分		配備事由
災害警戒本部	1号配備	1 特別警報又は大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの警報が発表され、市長が必要と認めたとき。 2 兵庫県水防指令第1号が発令されたとき。 3 風水害等により小規模の被害が生じたとき。 4 その他異常な自然現象（集中豪雨等）又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。
災害対策本部	2号配備	1 兵庫県水防指令第2号が発令されたとき。 2 風水害等により中規模の被害が生じたとき。 3 気象警報が発表され、又は発表の前提に至るような状況の場合で、市長が必要と認めたとき。 4 その他異常な自然現象（集中豪雨等）又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。
	3号配備	1 市全域にわたる風水害が予想される気象警報が発表され、大規模な被害が生じるおそれがあるとき。 2 兵庫県水防指令第3号が発令され、大規模な被害が生じるおそれがあるとき。 3 風水害等により大規模の被害が生じたとき。 4 その他異常な自然現象（集中豪雨等）又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。

○ 地震発生時の配備事由

区分		配備事由
災害警戒本部	1号配備	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 （以上、自動発令） 2 市域に震度5弱以下の地震が発生し、かつ2以上の地域局管内において、住家の被害が発生又は発生することが予想されるとき。 3 その他市長が必要と認めるとき。
災害対策本部	2号配備	1 市域に震度5強又は震度6弱の地震が発生したとき。 （以上、自動発令） 2 市域に震度5弱以下の地震が発生し、中規模の住家被害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき。 3 その他市長が必要と認めるとき。
	3号配備	1 市域に震度6強以上の地震が発生したとき。 （以上、自動発令） 2 市域に震度5強又は6弱の地震が発生し、大規模の住家被害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき。 3 その他市長が必要と認めるとき。

（2）参集の順序と行動基準

【議会事務局長】

- i 市災害対策本部へ出席するとともに、議長と連絡体制をとる。
- ii 議長が議会対策本部を設置する場合は、議会班職員の配置について、危機管理室と調整する。

【次長】

- i 議会事務局へ参集し、議長が議会対策本部を設置する場合は、その旨を職員に伝え、必要に応じて招集し指揮する。

【その他職員】

- i 養父市災害対策職員初動体制に基づき、市対策本部が指示する場所へ参集する。
- ii 議会対策本部が設置され、次長から議会対策本部への招集を受けた場合は、市対策本部において現在遂行中の任務を確実に引き継いだのち、議会事務局に参集する。
- iii 議会事務局に参集した後は、次長の指揮のもと、議会対策本部で必要な事務に当たる。

7 災害発生時における議会運営

(1) 初期対応環境の確保

①本会議場及び委員会室等が使用不可能な場合

- ・ 代替施設を選定し、会議（本会議、委員会及びその他の会議）を開会します。

②音響、録音設備、本会議場・委員会室のシステム等が使用不可能な場合

- ・ 小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク、ICレコーダー、iPad、ストップウォッチ、残時間を表示するための文具（例：残り〇分）等により対応します。

③映像録画システムが使用できない場合

- ・ 速やかな復旧に努め、使用できない間は配信しないものとします。また、ホームページにその旨を記載します。

(2) 災害時の議会活動

○ 災害時の専決処分（自治法第179条）においても、可能な限り、事前の報告や説明を求めることで内容の把握に努めます。また、議会の招集告示に要する期間（自治法第101条第7項）についても、緊急時の対応として速やかな開会に協力します。

○ 災害発生時の本会議招集、議案審議・採決について、発災のタイミングを5ケースに分類し、次のとおり必要な協議を行います。

【ケース①】本会議閉会后から告示日に行われる議会運営委員会までの間

- ・ 議会運営委員会において、予定どおりの日程で本会議が運営できるかについて確認し、日程変更の要不要について協議する。
- ・ 議長、副議長に事故があるとき、または欠けたときは、議長、副議長、仮議長選挙について協議を行うとともに、臨時会開会の要不要について協議を行う。

【協議が必要な事項】

- ・ 定例会開催の可否
- ・ 会期の検討（議案審議、一般質問、委員会審査等）
- ・ 上程予定議案の取り扱い
- ・ 理事者の本会議出席の可否
- ・ 臨時会、次回定例会の日程検討

【ケース ②】 告示日の議会運営委員会から本会議初日当日までの間	
<ul style="list-style-type: none"> 議員協議会を開会后ただちに休憩し、休憩中に開会した議会運営委員会において、出席予定者が定足数を満たすか、必要な説明員が出席できるかについて確認を行う。 議長、副議長が欠けたときは議会運営委員会で協議し、日程を追加し議長、副議長、仮議長の選挙を行う。 	
【出席予定者が定足数を満たさない場合】	
<ul style="list-style-type: none"> 本会議が流会となる場合における、今後の対応に係る次の事項を協議する。 <ul style="list-style-type: none"> i 直近の時期に臨時会を開会。 ii 次期定例会で対応可能な議案等は先送り。急施を要する案件は執行機関と協議。 	
【出席予定者が定足数を満たす場合】	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(必要な説明員が出席できる場合)</div> <ul style="list-style-type: none"> 議員協議会を再開し、本会議上程順序を確認する。 本会議を開会する。 既定日程に沿って本会議を進める。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(必要な説明員が出席できない場合)</div> <ul style="list-style-type: none"> 議員協議会を再開し、本会議上程順序を確認する。 本会議を開会する。 日程に入らず、次の開議日時を決定し延会する。又は、補足説明を省略し、委員会へ付託して散会する。

【協議が必要な事項】	
●開会前	<ul style="list-style-type: none"> 定例会開催の可否 会期の検討（議案審議、一般質問、委員会審査等） 上程予定議案の取り扱い 理事者の本会議出席の可否 臨時会・次回定例会の日程検討
●開会后	<ul style="list-style-type: none"> 定例会継続の可否 会期と議事日程の変更について 上程議案の取り扱いについて 一般質問の実施及び継続について 理事者の本会議、委員会出席の可否 委員会付託分の審査について <ul style="list-style-type: none"> i 通常通り委員会審査後に本会議で採決を行い議決 ii 委員会審査終了前に本会議を再開 <ul style="list-style-type: none"> 委員会に未審査/審査途中である旨の中間報告を求める 審査期限を附し、その期限の経過後本会議にて直接審議する 臨時会、次回定例会の日程検討

【ケース ③】本会議初日の翌日から一般質問の本会議最終日までの間

- 本会議開会中のときは、一旦休憩する。
- 臨時に招集した議会運営委員会において、出席予定者が定足数を満たすか、発言予定者が予定どおり登壇できるか、必要な説明員が出席できるかについて確認を行う。
- 議長、副議長が欠けたときは議会運営委員会で協議し、日程を追加し議長、副議長、仮議長の選挙を行う。

【出席予定者が定足数を満たさない場合】

- 日程変更の可能性について検討を行う。

【出席予定者が定足数を満たす場合】

（必要な説明員が出席できる場合）

- 本会議を開会する。
- 既定日程に沿って本会議を進める。

（必要な説明員が出席できない場合）

- 本会議を開会する。
- 日程に入らず、次の開議日時を決定し延会する。又は、補足説明を省略し、委員会へ付託して散会する。

【協議が必要な事項】

●開会后

- 定例会継続の可否、会期と議事日程の変更について
- 上程議案の取り扱いについて
- 一般質問の実施及び継続について
- 理事者の本会議、委員会出席の可否
- 委員会付託分の審査について
 - i 通常通り委員会審査後に本会議で採決を行い議決
 - ii 委員会審査終了前に本会議を再開
 - 委員会に未審査/審査途中である旨の中間報告を求める
 - 審査期限を附し、その期限の経過後本会議にて直接審議する
- 臨時会、次回定例会の日程検討

【ケース ④】 一般質問の本会議の翌日から本会議最終日前日までの間

- 議会運営委員会において、予定どおりの日程で本会議が運営できるかについて確認し、本会議当日の出席予定者が定足数に満たなかった場合、必要な説明員が出席できなかった場合の対応について協議する。
- 委員会が全て終了していないときは、会期延長を含め委員会日程の確保について検討する。
- 議長、副議長が欠けたときは議会運営委員会で議長、副議長、仮議長の選挙に関する協議を行う。

【ケース ⑤】 最終日当日

- 本会議開会中のときは、一旦休憩する。
- 臨時に招集した議会運営委員会において、出席予定者が定足数を満たすか、発言予定者が予定どおり登壇できるか、必要な説明員が出席できるかについて確認を行う。
- 議長、副議長が欠けたときは議会運営委員会で協議し、日程を追加し議長、副議長、仮議長の選挙を行う。

【出席予定者が定足数を満たさない場合】

- 開会に至らず自然流会。議会運営委員会を開会し、次の事項を協議する。
 - i 直近の時期に臨時会を開会。
 - ii 次期定例会で対応可能な議案等は先送り。急施を要する案件は執行機関と協議。

【出席予定者が定足数を満たす場合】

(必要な説明員が出席できる場合)

- 本会議を開会する。
- 既定日程に沿って本会議を進める。

(必要な説明員が出席できない場合)

- 本会議を開会する。
- 既定日程に沿って本会議を進める。又は、日程に入らず会期を延長し延会する。

8 感染症拡大時の対応

(1) 会議等にあたっての感染対策

① 議員は、新型インフルエンザや新たな感染症の発生を覚知したときは、国、県及び市の要請に則した行動をとることを原則とします。議会の開催と運営に関する扱いや、不測の事態における議会の対応は、議長が議会運営委員会に諮り決定します。

② 市議会及び議員は、次の発生段階に応じた対応基準に従って対応するものとします。

(1) 国内発生早期及び県内未発生期

定例会・臨時会・委員会	① 会議出席者は、アルコール消毒、手洗いの励行、マスク着用などの感染予防に努める。この際の議場内でのマスク着用については、議長の許可を必要としないものとする。
その他	① 議会事務局は、市の警戒本部又は対策本部と連携して情報収集に努め、議員への伝達を行う。

(2) 県内発生早期又は国内感染期

定例会・臨時会・委員会	<p>① 会議出席者は、アルコール消毒、手洗いの実施、発言時を含むマスク着用の義務化、定期的な換気の実施など感染予防を徹底する。</p> <p>② 傍聴者の人数を制限し、住所及び氏名の記載を求める。</p> <p>③ 議案の上程に要する期間、提案説明の方法、審査付託等について、会議時間の短縮と効率化を図り、速やかな議決に努める。</p> <p>④ 議会の招集告示については、地方自治法第 101 条第 7 項ただし書の「緊急を要する場合」として速やかな開会に協力する。</p> <p>⑤ 当局説明員の出席範囲や議員・当局の議席配置について密接を避ける調整や配慮を行う。</p> <p>⑥ 全ての事件が議了した場合は、会期中にあっても議決をもって閉会する。</p>
委員会の調査	① 対外者との接触や外部への訪問を伴う調査については、十分な感染拡大防止策を講じた上で実施することができる。
議会外の会議・行事・イベント	<p>① 市議会が構成員となる組織・団体の会議を除き、議長等の市外出張を自粛する。</p> <p>② 公的な行事への招待については、出席議員の人数を限定する。</p>

議員の行動	<ul style="list-style-type: none"> ① 議員活動の範囲を極力市内にとどめる。 ② 私的な行動においても極力但馬内にとどめる。 ③ 上記①及び②の範囲を超えて行動する必要がある場合は、必要最小限度の行動にとどめる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 事務局は、市の警戒本部又は対策本部と連携して情報収集に努め、議員への伝達を行うとともに、議会運営における決定事項を速やかに市担当部局へ伝達し共有を図る。 ② 市議会の会議出席者は自身の感染を想定し、感染経路の追跡や感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けられる体制を確保するなど感染源とならないための行動に努める。

(3) 県内感染期又は市内発生早期及び感染期又は国内感染期

※ (2)の対策に加え、次に掲げる対策を行う。

定例会・臨時会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議出席者及び傍聴者検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合は出席しないものとする。 ② 37.5度に達しない場合においても、その他の自覚症状（3日以上発熱、呼吸困難、息切れ、胸の痛み、嘔吐並びに下痢が続いている又はこれらの症状が長引き悪化している）のある場合は出席しないものとする。
専決処分の対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 法第179条の規定による専決処分においても、市議会への事前の報告や説明を求め、内容の把握に努める。
議会外の会議・行事・イベント	<ul style="list-style-type: none"> ① 市議会が構成員となる組織・団体の会議を除き、市外出張を行うときは、議長の許可を得なければならない。 ② 公的な行事への招待について出席するときは、議長の許可を得なければならない。
議員の行動	<ul style="list-style-type: none"> ① 私的な行動においても不要不急の行動を避け市内にとどめる。

(4) 小康期

	<ul style="list-style-type: none"> ① 国、県及び市から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集するとともに、実施した対応に関する評価を行い、必要に応じ対応基準の見直しを行う。 ② 実施している対応の解除又は段階的な移行について、市の警戒本部又は対策本部と協議する。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※資料編 P28【資料3】「養父市議会新型インフルエンザ等発生時の対応要綱」参照

(2) 一般傍聴者への対応

- 傍聴者の人数を制限した場合は、ケーブルテレビなどで告知し、本会議については、2日後のケーブルテレビ放送、及び後日ホームページに録画放送が配信されることを案内します。
- 実際に議場で傍聴する場合は、消毒・マスクの着用と住所及び氏名の記載を求めます。また、左右に1席空け、前後に重ならないよう着席を求めて、ソーシャルディスタンスを確保します。

(3) 感染症拡大時の議会活動

①開会中の場合

- 感染拡大の状況によっては会期の変更を検討する。

②閉会中の場合

- 定例会開催の可否
- 会期の検討
- 上程予定議案の取り扱い
- 理事者の本会議出席の可否
- 臨時会・次回定例会の日程検討

(4) 議員が感染、濃厚接触者、又はその疑いがある場合の対応

- 自身が感染した場合や感染者と接触した可能性がある場合は、安全が確認されるまで会議に出席しないものとし、検査を受けた場合は、その結果を議長に報告します。
- 議員が感染者となった場合は、議長から、当該議員の氏名、年代や、健康状態、市議会の対応などについて、必要な情報を速やかに公表します。なお、氏名の公表については、本人の同意を得るものとします。
- 事務局は、議会活動における接触範囲の把握に努め、市の警戒本部又は対策本部と情報の共有を図り、連携して対応を協議します。

※資料編 P28【資料3】「養父市議会新型インフルエンザ等発生時の対応要綱要綱」参照

(5) 事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制

- グループ・担当を越えた応援体制で各種会議（本会議、委員会及びその他の会議）を運営する。状況によっては、会議開会日の変更を検討する。

(6) 新たな感染症への対応

- 新たな感染症が発生した場合には、状況に応じて適宜対応を見直すものとします。

9 議会の防災訓練

- 災害時において、議会と事務局がともに迅速に体制を整備し、的確に行動基準、非常時優先業務を行えるようにします。
- それらの内容等について検証・点検を実施し、議会と事務局を対象とした安否確認のための通信訓練や災害時の避難誘導訓練などにより、防災意識を高めていくこととします。

【資料編】

•【資料1】

養父市議会における災害発生時の対応要綱

令和3年12月24日

議会告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、養父市において災害が発生した場合における養父市議会（以下「市議会」という。）及び養父市議会議員（以下「議員」という。）の対応を定めることにより、養父市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携して適切かつ迅速な対応を図れるようにし、もって市民生活の平穩の確保を図り、被害の拡大防止、被災者の支援及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この告示において対象とする災害は、市対策本部の設置に該当する災害で、暴風、暴風雪、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等をいう。

(基本方針)

第3条 議員は、前条に規定する災害の発生を覚知したときは、次の基本方針に従って行動するものとする。

- (1) 地域の一員として住民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。
- (2) 市対策本部及び当局が災害対応に専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力及び支援活動を行う。

(議長の役割)

第4条 議長は、第2条に規定する災害の発生を覚知したときは、市対策本部及び関係機関並びに議員から情報を収集し、議会災害対策本部（以下「議会対策本部」という。）の設置を判断する。

- 2 議長は、議会対策本部の方針が決まるまでの間の議員の行動を指示する。
- 3 議長は、議会対策本部役員会を招集し、市対策本部長から依頼があった場合又は必要と認めた場合は、議員の登庁等を指示する。
- 4 議長は、必要に応じて、全員協議会を開催し、又は各委員長に委員会を開催させ、今後の対応について協議する。
- 5 議会の開催と運営に関する扱い及び不測の事態における議会の対応は、議長が議会運営委員会に諮り決定する。
- 6 議長は、被災の実情を踏まえ、市長と連携して、国、県、関係公共機関等に

適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組を支援する。

- 7 議長は、災害時の議会運営にあつては、短時間、少人数、最小限の資料請求など行政の負担軽減に配慮する。

(対応基準)

第5条 議員は、第2条に規定する災害の発生を覚知したときは、議長又は議会对策本部の指示に従って行動することを原則とする。

- 2 議員は、次の発生段階に応じた対応基準に従って対応する。

(1) 発災時（発災直後）

ア 共通事項

(ア) 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

(イ) 連絡体制の確保

自身の安否及び居所又は連絡場所を議長又は議会对策本部に報告し、連絡体制を確保する。

イ 会議（本会議・委員会）開催中及び来庁時の場合

(ア) 会議中の対応

議長又は委員長は、非常の事態により本会議又は委員会の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩、延会又は散会を宣言することができる。

(イ) 傍聴者の誘導

議場又は委員会室から避難が必要になった場合は、議長又は委員長は傍聴者を誘導し、避難させるとともに、速やかに避難するものとする。

(ウ) 待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所で待機する。安全確認後、退庁する場合は二次災害に十分留意する。

ウ 会議（本会議・委員会）閉会中の場合

(ア) 市外滞在時の対応

市外滞在時に災害が発生した場合は、被災状況を勘案しながら速やかに市内に戻る。

(2) 初期（発災から概ね24時間以内）

ア 地域の被災状況等の把握・情報提供

地域の被災状況の情報を議会对策本部に提供する。

イ 災害時の活動への協力

地域の防災組織等が行う災害時の救助・支援活動に協力する。

ウ 議会对策本部役員会への参加

議会对策本部役員会の構成員は、同会議が招集された場合、同会議に参加する。

(3) 中期（発災から概ね2～7日）

前号の対応に加え、下記項目に従って対応する。

ア 市民への情報提供

議会对策本部から情報の提供を受けて災害時の支援活動の推進に資する情報を提供する。

イ 被災状況の情報収集

被災地域及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて議会对策本部へ報告する。

ウ 被災地域及び避難所の活動への協力

被災地域及び避難所等における支援活動に協力する。

(4) 後期（発災から概ね8日以降）

前号の対応に加え、下記項目に従って対応する。

ア 避難所及び被災者に対する支援

避難所運営に関すること及び被災者からの相談を受ける。

（行動時の留意事項）

第6条 議員は、災害に起因する事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、この告示よりも優先して人命救助に当たるものとする。その際、自らの安全確保を怠らないこと。

2 議員は、災害対応活動に支障のない安全な服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、通信機器端末、食料、飲料水等を携帯して行動すること。

（情報通信機器端末の活用）

第7条 市議会及び議員は、情報通信機器端末の操作の習熟に努め、災害時における連絡体制の確保、情報収集、報告、提供、救助、支援活動等に活用すること。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

• 【資料 2】

養父市議会災害対策本部設置要綱

令和 3 年 12 月 24 日
議 会 告 示 第 3 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市内で大規模な災害が発生した場合又は感染症拡大防止対策時において、養父市災害対策本部又は養父市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）との連携を図り、もって災害対策の支援並びに被害の拡大防止及び復旧に寄与することを目的とする。

(設置)

第 2 条 養父市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときは、これと連携し、協力及び支援するため、養父市議会災害対策本部及び市議会議員連絡所（以下「議会对策本部」という。）を設置することができる。

2 議長は、議会对策本部を設置したときは、速やかに養父市議会議員（以下「議員」という。）及び関係者にこれを周知するものとする。

(組織)

第 3 条 議会对策本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会对策本部の事務を統括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐し、議会对策本部の事務に従事する。

5 本部員は本部長、副本部長、本部役員を除く全ての議員をもって充て、議会对策本部の事務に従事する。

6 議会对策本部に本部長、副本部長及び本部役員からなる役員会を置き、役員会は議会对策本部の運営について必要な事項を協議する。 (議会对策本部の所掌事務)

第 4 条 議会对策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 議員の安否確認及び議員又は議員関係者の感染に関すること。

(2) 市対策本部から災害情報、感染症に関する情報等の提供を受け、議員に情

報提供を行うこと。

- (3) 災害情報、感染症に関する情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地、避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて市長へ申入れを行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか議長が必要と認める事務。

(議員の活動方針)

第5条 議員は、災害の発生を覚知したときは、養父市議会における災害発生時の対応要綱（令和3年議会告示第2号）の対応基準に準じて活動する。

2 議員は、感染症拡大防止対策期間中においては、養父市議会における新型インフルエンザ等発生時の対応要綱（令和2年議会告示第1号）の対応基準に準じて活動する。

3 議員は、議会对策本部の指示に基づいて活動する。

(議会事務局職員の職務)

第6条 議会事務局長は、市対策本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、議会对策本部に対してその情報を提供する。

2 議会事務局職員（議会对策本部担当専任職員）は、議会对策本部の庶務に従事する。

(議会对策本部の解散)

第7条 議長は、市対策本部が解散したとき、又は特に議長が認めたときは、議会对策本部を解散する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

・【資料3】

○養父市議会における新型インフルエンザ等発生時の対応要綱

令和2年9月10日

議会告示第1号

改正 令和3年2月10日議会告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等が発生した場合における養父市議会（以下「市議会」という。）及び養父市議会議員（以下「議員」という。）の対応を定めることにより、感染拡大防止に努めるとともに、議会の継続と円滑な運営を行うことを目的とする。

(対象とする疾患)

第2条 この告示において対象とする疾患は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものをいう。

(対応基準)

第3条 議員は、前条に規定する新型インフルエンザ等の発生を覚知したときは、国、県及び市の要請に則した行動をとることを原則とし、議会の開催と運営に関する扱い及び不測の事態における議会の対応は、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

2 市議会及び議員は、次の発生段階に応じた対応基準に従って対応するものとする。

(1) 国内発生早期及び県内未発生期

ア 定例会・臨時会・委員会

市議会の会議出席者は、アルコール消毒、手洗いの励行、マスクの着用等感染予防に努める。なお、この際の議場内でのマスク着用については、議長の許可を必要としないものとする。

イ その他

議会事務局（以下「事務局」という。）は、市の警戒本部又は対策本部と連携して情報収集に努め、議員への伝達を行う。

(2) 県内発生早期又は国内感染期

ア 定例会・臨時会・委員会

- (ア) 市議会の会議出席者は、アルコール消毒、手洗いの実施、発言時を含むマスクの着用の義務化、定期的な換気の実施等感染予防を徹底する。
- (イ) 密接回避のために傍聴者の人数を制限し、住所及び氏名の記載を求める。
- (ウ) 議案の上程に要する期間、提案説明の方法、審査付託等について、会議時間の短縮と効率化を図り、速やかな議決に努める。
- (エ) 関連する議案を付議する議会の招集告示については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第7項ただし書の「緊急を要する場合」として速やかな開会に協力する。
- (オ) 当局説明員の出席範囲や議員・当局の議席配置について密接を避ける調整や配慮を行う。
- (カ) 全ての事件が議了した場合は、議決をもって閉会する。

イ 委員会の調査

対外者との接触や外部への訪問を伴う調査については、十分な感染拡大防止策を講じた上で実施することができる。

ウ 議会外の会議・行事・イベント

- (ア) 市議会が構成員となる組織・団体の会議を除き、議長等の市外出張を自粛する。
- (イ) 公的な行事への招待については、出席議員の人数を限定する。

エ 議員の行動

- (ア) 議員活動の範囲を極力市内にとどめる。
- (イ) 私的な行動においても極力但馬内にとどめる。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の範囲を超えて行動する必要がある場合は、必要最小限度の行動にとどめる。

オ その他

- (ア) 事務局は、市の警戒本部又は対策本部と連携して情報収集に努め、議員への伝達を行うとともに、議会運営における決定事項を速やかに市担当部局へ伝達し共有を図る。
- (イ) 市議会の会議出席者は自身の感染を想定し、自身の行動や接触者

の記録に努めるとともに、感染経路の追跡や感染者と接触した可能性について通知を受けられる体制を確保するなど感染源とならないための行動に努める。

(3) 県内感染期又は市内発生早期及び感染期 前号の対策に加え、次に掲げる対策を行う。

ア 定例会・臨時会・委員会

(ア) 市議会の会議出席者及び傍聴者検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合は出席しないものとする。

(イ) 37.5度に達しない場合においても、その他の自覚症状（3日以上発熱、呼吸困難、息切れ、胸の痛み、嘔吐並びに下痢が続いている又はこれらの症状が長引き悪化している）のある場合は出席しないものとする。

イ 専決処分の対応

法第179条の規定による専決処分においても、市議会への事前の報告や説明を求め、内容の把握に努める。

ウ 議会外の会議・行事・イベント

(ア) 市議会が構成員となる組織・団体の会議を除き、市外出張を行うときは、議長の許可を得なければならない。

(イ) 公的な行事への招待について出席するときは、議長の許可を得なければならない。

エ 議員の行動

私的な行動においても不要不急の行動を避け市内にとどめる。

(4) 小康期

ア 市議会は、国、県及び市から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集するとともに、実施した対応に関する評価を行い、必要に応じ対応基準の見直しを行う。

イ 実施している対応の解除又は段階的な移行について、市の警戒本部又は対策本部と協議する。

3 議員が感染し、若しくは濃厚接触者となった場合又はその疑いがある場合は、市議会及び議員は、次の対応基準に従って対応するものとする。

(1) 自身が感染し、又は感染者と接触した可能性がある場合は、会議に出席

しないものとする。

- (2) 議員が感染の疑いにより対象とする疾患の検査を受けた場合又は濃厚接触者となり対象とする疾患の検査を受けた場合は、その結果を議長に報告する。
- (3) 議員が感染し、又は濃厚接触者となった場合は、その後の行動は朝来健康福祉事務所の指示に従うとともに、検査日、発症した日又は濃厚接触を覚知した日から2日前までについて可能な範囲の経過と活動状況を議長に報告する。
- (4) 事務局は、議会活動における接触範囲の把握に努め、市の警戒本部又は対策本部と情報の共有を図り、連携して対応を協議する。
- (5) 議員が感染し、又は濃厚接触者となった場合は、その他の議員及び市議会は、その後の行動及び運営について朝来健康福祉事務所の指示に従い感染拡大の防止に努める。
- (6) 議員が感染者となった場合は、議長は、市民及び関係機関への感染拡大防止のため、当該議員の氏名、年代、性別、症状、健康状態、感染又は濃厚接触の判定日時及び出席した会議等を含む行動履歴並びに市議会の対応及び今後の運営について、必要な情報を速やかに公表する。なお氏名の公表については、本人の同意を得るものとする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

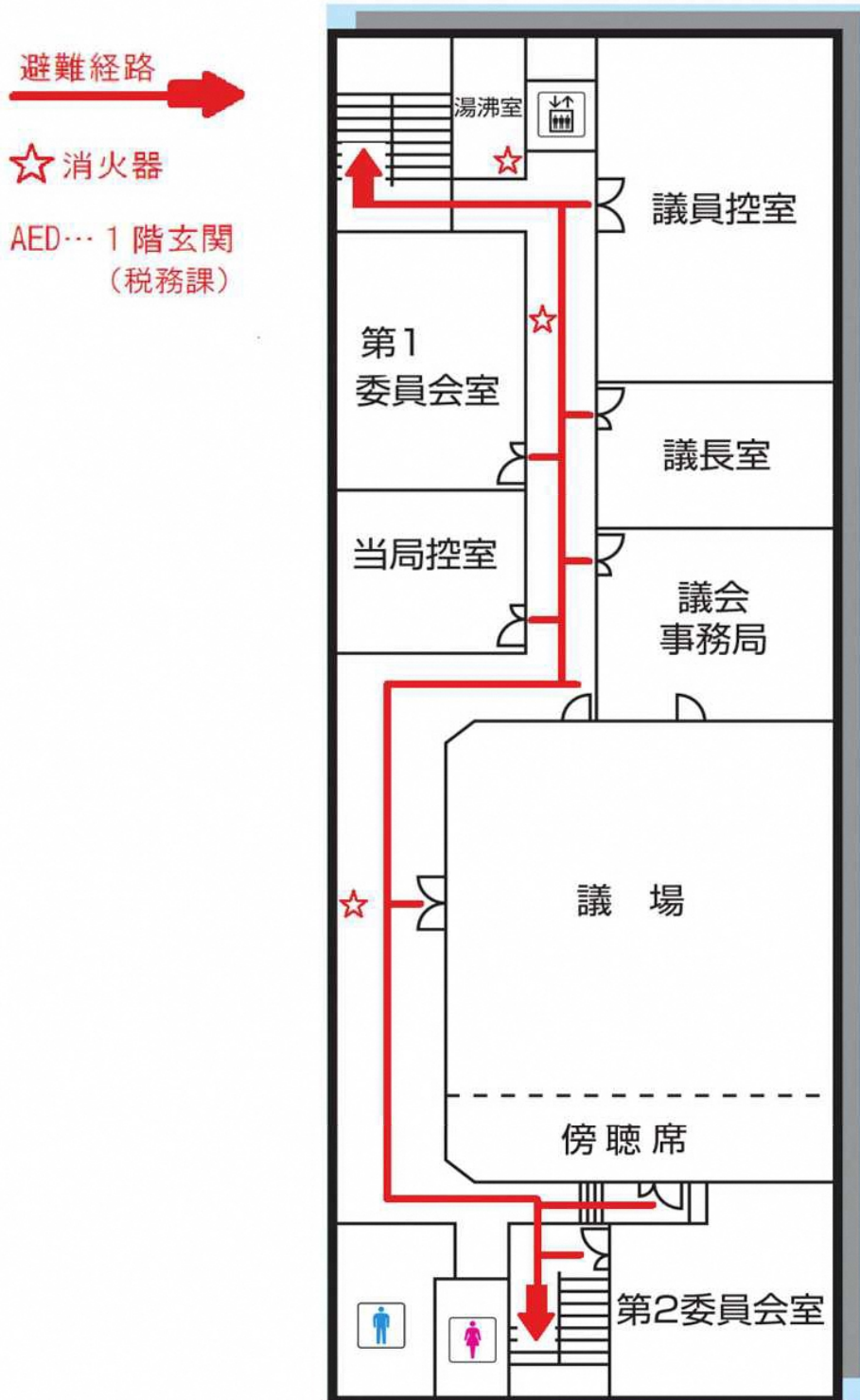
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年議会告示第1号)

この告示は、令和3年2月10日から施行する。

- 【資料4】

議場フロア 避難経路図



• 【様式2】 災害情報等連絡表

※災害情報等連絡表の項目を事務局に連絡する。
必ずしもこの様式を使用しなくてもよい。

災害情報等連絡表

議員氏名		事務局確認欄
発信日時	月 日 時 分	

発生場所	住所	養父市
	名称	
発生内容		
対応状況		
その他		

【事務局連絡先】

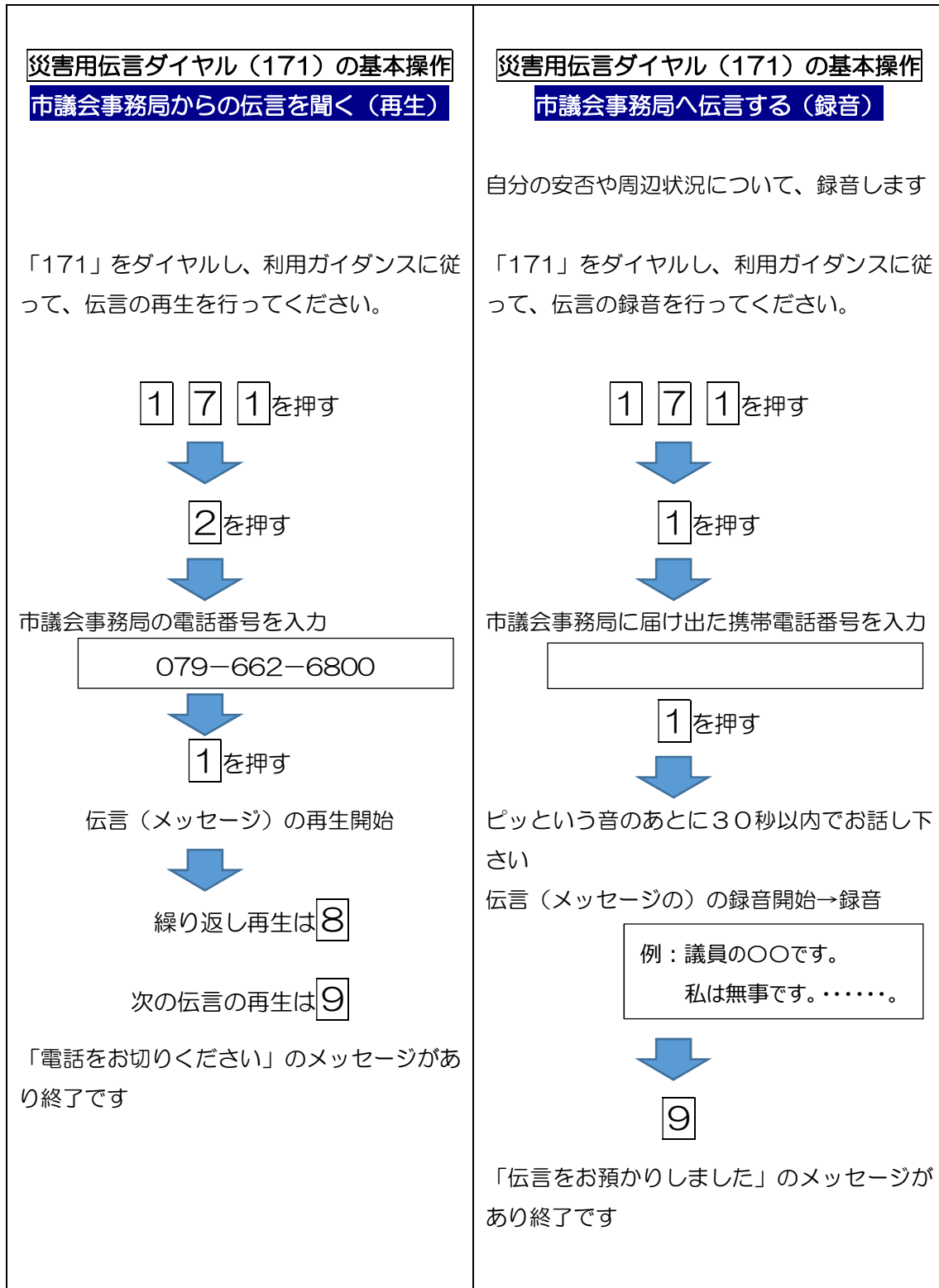
電話：079－662－6800

FAX：079－662－6801

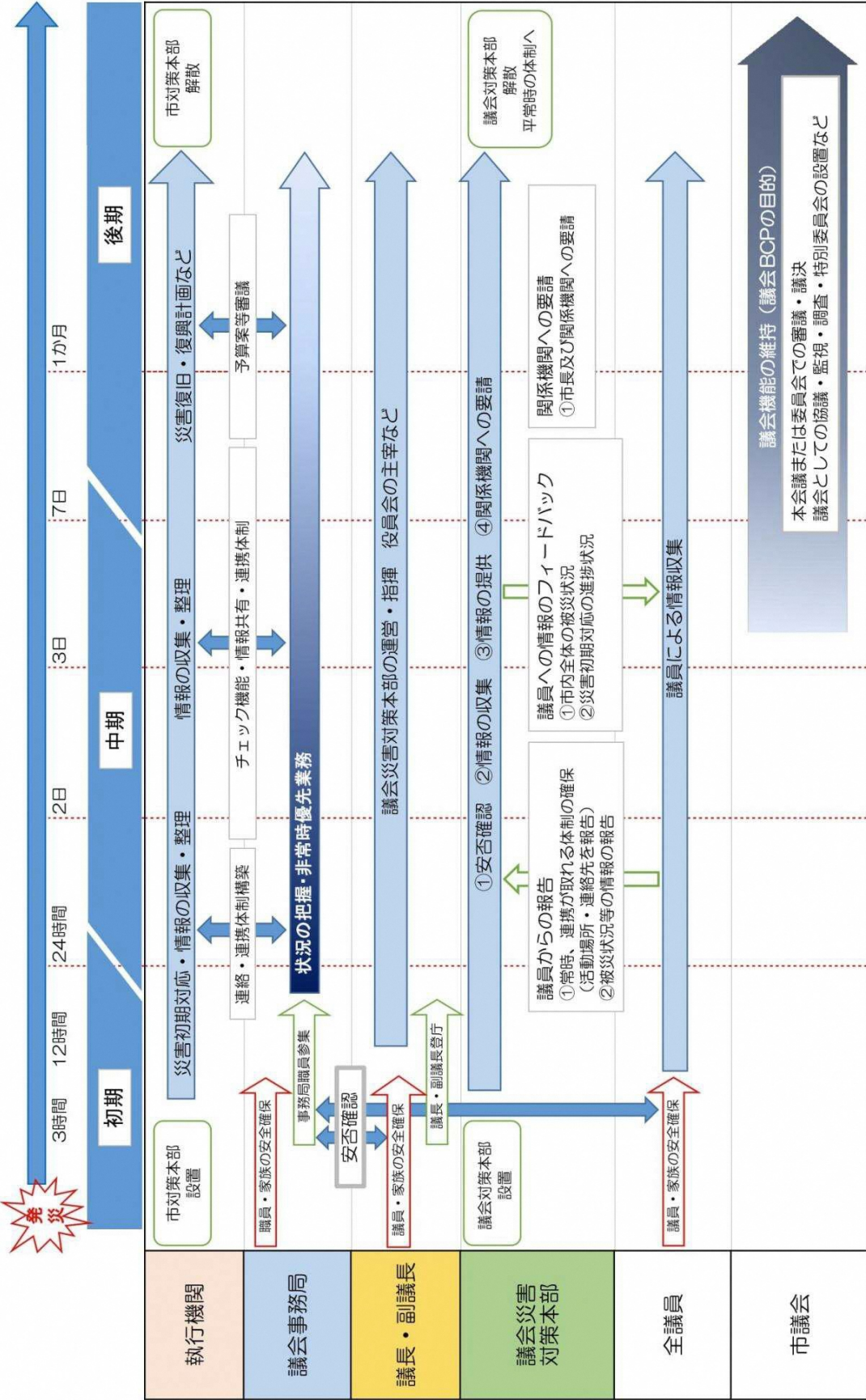
メール：gikai@city.yabu.lg.jp

・災害用伝言ダイヤルの使い方

- 災害用伝言ダイヤル（171）とは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板である。



■時系列にみる基本的な行動基準



養父市議会BCP（業務継続計画）

令和4年9月

養父市議会事務局

〒667-8651

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675

電話：079-662-6800（直通）